

悪質な訪問販売に注意！

～すぐに契約する必要はありますか？～

悪質な訪問販売のよくある手口

- ・「床下が腐っていてこのままでは家が倒れてしまうので修理が必要です」などと不安をあおって、巧みなトークで契約させようとする。
- ・数千円で済むと思って頼んだのに、「工事代金は5万円です」「ここでやめられても困る」などと、高額な契約を迫る。

このような相談が全国の消費生活相談窓口にあります。

訪問販売にはルールがあります！

例えば、

1. 契約の勧誘前に社名や訪問目的などを明らかにする

- × 「汚水桝、水道管の無料点検に来ました。」のみ告げる場合
- 「△社の△△です。汚水桝、水道管の無料点検に参りました。損傷等があれば有料ですが修理工事をお勧めしています。」

2. 契約の時は必要事項が記載された書面を交付する

- × 書面を交付していない。
- × クーリング・オフの要件など記載不備がある。

3. 契約の時や解除の時などに嘘を言ってはいけない

- × 汚水桝や水道管に問題はないのに「詰まりかけています。このままでは大変なことになりますよ。」など嘘を言う。
- × クーリング・オフ期間中なのに「契約解除にはキャンセル料がかかります。」など嘘を言う。



家族や周りの人が、高齢者等の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配ることも大切です。

困ったときは一人で悩まずご相談ください

近くの消費生活相談窓口につながります。

消費者ホットライン



い や や
188